

# 投資信託特定口座取引規定 (特定口座に係る上場株式等保管委託および 上場株式配当等受領委任に関する規定)

## 1. (規定の趣旨)

(1) この規定は、租税特別措置法(以下「措置法」という。)第37条の11の3および第37条の11の6の規定により、お客さま(個人のお客さまに限ります。以下同じ。)が、特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために、株式会社あおぞら銀行(以下「当行」という。)において開設される特定口座に関する事項および措置法第37条の11の6に規定する特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託(以下「保管の委託等」という。)および配当等の受領について、措置法第37条の11の3第3項第2号に規定される要件および第37条の11の6第4項第1号に規定される要件ならびにお客さまと当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

当行は、この規定に従って上場株式等保管委託契約および上場株式配当等受領委任契約(特定口座源泉徴収選択届出書を当行に提出されていないお客さまについては、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。)をお客さまと締結するものとします。

(2) お客さまと当行の間における、各種サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、当行の「投信総合取引規定」(以下「投信総合取引規定」という。)等の定めるところにより取り扱うものとします。

(3) この規定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ① 金融商品取引業者等 金融商品取引法第2条第9項に定める金融商品取引業者(但し、同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る)、金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関および投資信託委託会社をいいます。
- ② 源泉徴収選択口座 特定口座源泉徴収選択届出書の提出があった場合の特定口座をいいます。
- ③ 源泉徴収選択口座内配当等 上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れられた上場株式等の配当等をいいます。
- ④ 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 措置法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令(以下「施行令」という。)第25条の10の13第2項に規定するものをいいます。
- ⑤ 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書 措置法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定するものをいいます。
- ⑥ 指定預金口座 投信総合取引規定3(4)に規定するものをいいます。
- ⑦ 出国口座内保管上場株式等移管依頼書 施行令第25条の10の5第2項第2号に規定されるものをいいます。
- ⑧ 上場株式等 措置法第37条の11の規定により定める上場株式等をいいます。
- ⑨ 上場株式等保管委託契約 措置法第37条の11の3第3項第2号に定める上場株式等保管委託契約をいいます。
- ⑩ 上場株式配当等受領委任契約 措置法第37条の11の6第4項第1号に定める上場株式等受領委任契約をいいます。
- ⑪ 特定口座 措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。
- ⑫ 特定口座異動届出書 施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。

- ⑬ 特定口座開設者死亡届出書 施行令第25条10の8に規定されるものをいいます。
- ⑭ 特定口座開設届出書 措置法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。
- ⑮ 特定口座継続適用届出書 施行令第25条の10の5第2項第1号に規定されるものをいいます。
- ⑯ 特定口座源泉徴収選択届出書 措置法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。
- ⑰ 特定口座内保管上場株式等 措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。
- ⑱ 特定口座廃止届出書 施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。
- ⑲ 特定上場株式配当等勘定 上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための措置法第37条の11の6第4項第2号に定める勘定をいいます。
- ⑳ 振替口座簿 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。

## 2. (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当行はお客さまの特定保管勘定において、原則、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。なお、同一の上場株式等は特定口座における保管と特定口座以外における保管を同時にすることはできません。

- ① お客さまが特定口座開設届出書をご提出後に、当行で募集、購入のお申し込みをされて取得された上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② お客さまが、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得された上場株式等で、引き続き、当該贈与者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた特定口座もしくは特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または特定口座もしくは特定口座以外の口座に保管の委託がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの。
- ③ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受託者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権（受益証券も含む。以下本③において同じ。）のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。））に限り、）により取得する新たな投資信託の受益権で特定口座への受入を、保管の委託等をする方法により行われるもの。
- ④ 前各号のほか、措置法第37条の11の3および施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等のうち、当行が受入を承諾したもの。

## 3. (特定口座の申し込み方法)

- (1) お客さまが、当行に特定口座の開設を申し込まれるにあたっては、当行所定の特定口座開設届出書に必要事項をご記入のうえ記名押印または署名し、これを投資信託の取扱いをしている当行の本・支店にご提出いただきます。その際、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他施行令に定める確認書類等をご提示いただき、氏名、生年月日および住所等を確認させていただきます。
- (2) お客さまが当行に特定口座の開設をされるにあたっては、あらかじめ当行との間で投信総合取引（投信総合取引規定1に規定する投信総合取引をいう。以下同じ。）を開始していただくことが必要です。なお、特定口座の開設は、投信総合取引の取引店（投信総合取引規定3（2）に規定する取引店をいう。以下同じ。）のみでのお取り扱いとなります。
- (3) お客さまは当行に複数の特定口座を開設することはできません。
- (4) お客さまが特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択さ

れる場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに特に源泉徴収を選択しない旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

- (5) この規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行の特定口座を開設することはできません。
- (6) お客さまが、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨のお申し出を行うことはできません。
- (7) 特定口座の届出印鑑または届出署名鑑は、投信総合取引と同一の印鑑または署名に限ります。

### 3の2. (共通番号の届出)

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)その他の関係法令等の定めに従って、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認等を行わせていただきます。

### 4. (特定保管勘定における保管の委託等)

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。この規定において同じ。)において行います。

### 5. (特定口座を通じた取引)

特定口座を開設されたお客さまが、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客さまから特にお申し出がない限り、原則として特定保管勘定を通じて行うものとします。ただし、一部の取引においては当行所定の方法で取り扱います。

### 6. (譲渡所得金額等の計算)

特定口座における上場株式等の譲渡による所得金額の計算については、措置法その他関係法令の定めに基づいて行います。

### 7. (源泉徴収)

- (1) お客さまに特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、当行は措置法、地方税法その他関係法令の規定に基づいて、譲渡所得に係る所得税・住民税の源泉徴収・還付を行います。
- (2) 譲渡所得に係る源泉徴収・還付は、お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡をされる都度、当行が、措置法その他関係法令の規定に基づいて計算し、源泉徴収を要するときには、当該譲渡により当行がお客さまに支払うべき金額(以下「本件代金額」という。)から当該源泉徴収税額を差し引いた残額を、また、還付を要するときには、本件代金額とは別に指定預金口座に入金することにより行います。

## 8. (譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への解約申込の取次のご請求による方法、お客さまから当行に対して譲渡する方法、またはその他当行所定の方法のいずれかにより行うものとします。

## 9. (特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)

お客さまが特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客さまに対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

## 10. (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

(1) 当行はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次の各号に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該本支店に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り)のみを受入れます。

- ① 措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの
- ② 措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの
- ③ 措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの

(2) 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等その支払をする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

## 11. (源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

(1) お客さまが措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日の当行所定の時限までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。

(2) お客さまが当行に対して、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した年の翌年以後の上場株式等の配当等については、お客さまから当該所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる旨の次項に定める方法によるお申し出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

(3) お客さまが措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日の当行所定の時限までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。

## 12. (特定上場株式配当等勘定における処理)

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

## 13. (配当等に係る所得金額等の計算)

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。

なお、所得計算の結果、上場株式等の配当等の源泉徴収した額に還付すべき額が生じた場合には、措置法第37条の11の6および関連政省令の規定に基づき、お客さまの指定預金口座に入金することにより還付を行います。

#### 14. (特定口座年間取引報告書の送付)

- (1) 当行は、措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します(ただし、その年中にお客さまが開設した特定口座において上場株式等の譲渡が行われなかった場合および当該口座において上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、お客さまからの請求がない限り交付しません)。また、下記16.により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。
- (2) 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客さまへ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。

#### 15. (届出事項の変更)

特定口座開設届出書の提出後に、印鑑、氏名、住所、共通番号等の当該特定口座開設届出書による届出事項に変更があったときは、直ちにその旨を記載した特定口座異動届出書その他の当行所定の書類を取引店に届出てください。なお、その変更が氏名、住所または共通番号等に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他施行令に定める確認書類等をご提示いただき、または「個人番号カード」のご提示等当行所定の手続を取っていただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

#### 16. (特定口座の廃止)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときに解約され、当該解約に伴い、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。なお、特定口座が廃止されたときには、上場株式等保管委託契約および上場株式配当等受領委任契約は終了するものとします。

- ① お客さまが当行に対して特定口座廃止届出書を提出されたとき。
- ② 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ④ 投信総合取引規定の定めにより、投信総合取引に係る契約が終了したとき。
- ⑤ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当行がお客さまに対し、解約を申し出たとき。
- ⑥ その他やむを得ない事由が生じたとき。

#### 17. (出国口座)

- (1) 上記16. ③に該当することとなるお客さまは、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該特定口座に保管の委託がされていた上場株式等のすべてにつき、当行に開設されている出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされ、または当該出国口座に保管の委託がされることにより、帰国後に当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

(2) 前項に定める取扱いを希望されるお客さまは、出国前に特定口座継続適用届出書を当行にご提出され、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行にご提出ください。その際、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、「個人番号カード」その他施行令に定める確認書類等をご提示いただき、氏名、生年月日および住所等の確認等当行所定の手続をとらせていただきます。

#### 18. (免責事項)

当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はいつさいの責めを負わないものとします。

#### 19. (特定口座に係る事務)

特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの規定に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。

#### 20. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 21. (準拠法、合意管轄)

(1) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。

(2) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日